（郵信省認可）　（本號六面）　明治二十四年三月廿九日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百七十三號　日曜日
明治廿四年三月廿九日
舊暦辛卯二月二十日（甲、寅）
日出午前五時五十四分　入午後五時五十八分
月出午後九時三十四分　入午前七時二十八分
滿潮午前七時三十九分　午後七時五十九分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず代價其郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報は郵便に依り遠方に郵送するものに限り右定價の外に一箇月十五錢の郵送料を申受く
時事新報廣告料前金

	一行五號活字位四字詰	一行 〃	一日限	一日以上 六日迄	七日以上
一行 〃 付	十二錢	十一錢	十錢	十錢	十錢

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

朝鮮國王の廢立

朝鮮の國情は早晩何等かの問題を生じて人の耳目を動かすの場合あるべしとは窃に豫期する所ありしに虛か實か近日來世上に流布して新聞紙にも散見せる一怪報あり清國宰相は皇帝の命を奉じて朝鮮に書を送り國王をして太子に位を讓らしめ大院君をして攝政たらしむべしと其主意を聞くに今の朝鮮國王の政務は支那に於て頗る不滿足なるもの多くして或は隨意に公使を各國に派遣し或は露國と夫の慶興條約を締結する等藩屬に有るまじき所爲のみあれば之を譴責せんと云ふに在りて爲めに朝鮮の物情漸く悚々たるの色あり云々と我輩は萬々の虛說あらんを疑ふ者あれども假に果して信ありとすれば是れ決して朝鮮一國内の私事にあらず國内の事情によりて王位を退讓せしめ若くは亂臣賊子ありて簒奪するが如きは世界古今有勝の事例にして苟も其外政に異動あるに限りは締盟各國の目には唯尋常一樣の看を為して敢て意に介するに足らざれども外國たる支那にして其國書を破し國王の廢立を指揮するとありては朝鮮は外部より國の國たる所以を奪はるゝものにして其國は支那の一地方たり其國王は支那の一世襲地方官たるに過ぎざれば朝鮮は兎も角も是れより先き同國を獨立國と認めて條約を締盟したる諸外國に取ては其關係する所頗る淺からず抑も支那は如何なる根據あるによりて朝鮮に對するに其藩屬に臨むの處置を取らんとするや彼の中國に朝貢と云ひ中國の正朔を奉すると云ふが如きは茫漠たる故事の痕跡を今日に遺すまでにして有名無實の虛禮告朔の餼羊たるに過ぎず固より以て兩國の本屬を證明するに足らざるは世界各國の普く知る所にして既に獨立國の資格を以て各國と條約を締結し支那自からに於ても形式上に其獨立を認めたるの事實ある以上は正朔等の如き最早論爭の限りに非ざる可しと思ふの外、實然にも今回の擧に出でたりとは滅に意外の沙汰にして此事たるや單に虛禮云々の問題に非ず實際に其國事に關係して然かも朝鮮政府の大本を動搖せしめ之を外にしては締盟各國の條約を蹂躪するものと云はざるを得ず左るにても支那が斯くまで強ふ方ある事邦に臨むの筭法を取りたるは何か他に正當の理由あるもの歟、然るときは支那に於ては充分の證明を爲さゞる可らざるのみならず締盟各國とても其果して正當なるを承認するに足るまでは自家の權利を全ふせんが爲めに飽までも研究を盡すべきは道理に於て免る可らず豈啻に朝鮮一國の波瀾として看過すべきものあらんや然りと雖も以上は風說を事實と假定したる後の談のみ風說果して虛にして事を一笑に付し去るも蓋し期日の内にあらん歟と思へども萬一の事共あるに於ては關係の及ぶ所極めて容易あらざるが故に我が日本の如き朝鮮とは唇齒輔車の間にして夙に其獨立を認めて對等の條約に疑を容れざるものは風說の實否を探りて惑を解くまで實に斯國の任務なるべし

雜報

勅令第二十六號
土木工事ヲ特許スルニ方リ當該官廳ハ其起業者ヲシテ保證金ヲ納付セシムルコトヲ得
但有價證券ヲ以テ代用セシムルモ妨ケナシ

○讀書の時期復到る　今を去る四五年前は書籍出版の流行盛にして其賣高も夥しく大抵の書籍は其發賣一千部に下るもの寡く少し世評に上れば忽ち數千部を賣り盡すも珍らしからず書肆の繁昌一時目に立つ程なりしが流行も時を經るに從ふて其勢を減じ遂には折角の製本を反古同樣に賣捌き今は小說の續もの〻外は出版を見る事も稀なる世とはなりぬ唄より入る智識は八しく仕入れずして政談家有志者の臆斷太く荷品の欠乏を告げ議場に無學者の多數を利して外國の例なども聞くも穢はしなど撲ぶはしたるもの〻獨り退いて世事に關する自己の智識を考ふれば胸中寂寞の思ひに堪ず、演說の種も近來は新案に乏しくして聽衆の耳目を聳かすに足らず智識欲しき時節とは爲りたるもの〻如し、近來府下各書店の模樣を聞くに法律理財に關する書籍は大分賣行の勢を現はし之に伴ふて他の書籍も一般に勢を得たるは近時諸新聞紙上の廣告欄内に就ても明かなり左れば書肆の店前には一陽來復の望みあきに非ずとなり

○英國と日本間の新航路　横濱より加奈陀ヴァンクーヴァーに至るには僅かに十二三日を費すに過ぎず而して屢々本紙上に記せし如く其間を往復する汽船は極めて迅速堅固なるものを新造中にて既に竣功して今方に來航の途中にあるものもあり此等の新造船が彌々其職を執るに至れば尚ほ若干日を短縮するに至るべし又近頃倫敦の商法會議所に於けるボーウェル氏の演說に據れば同國南部の一港と加奈陀ハリファクス間に今度新に新航路を開くことなりハリファクスよりは例の加奈陀太平洋鐵道によりて速にヴァンクーヴァーに達するが故に十日にして英國プリマスより同地に至るを得るの計畫既に成れり左れば英國日本間の往復は二十日前後を費して往き又は歸るみとを得るは遠からざるべしとぞ

○見習士官の任命　去る廿六日陸軍省にて各聯隊見習士官中各兵科陸軍少尉に任せられし者百四十七名あり之を區別すれば歩兵科百零三名騎兵科十七名砲兵科十九名工兵科八名あり内歩兵科は第一聯隊へ四名、第二聯隊へ五名、第三聯隊へ四名、第四聯隊へ四名、第五聯隊へ四名、第六聯隊へ五名、第七聯隊へ五名、第八聯隊へ四名、第九聯隊へ四名、第十聯隊へ五名、第十一聯隊へ三名、第十二聯隊へ五名、第十三聯隊へ四名、第十四聯隊へ五名、第十五聯隊へ四名、第十六聯隊へ四名、第十七聯隊へ四名、第十八聯隊へ四名、第十九聯隊へ四名、第二十聯隊へ五名、第二十一聯隊へ五名、第二十二聯隊へ三名、第二十三聯隊へ四名、第二十四聯隊へ四名、又騎兵科は近衛騎兵大隊へ四名、騎兵第一大隊へ七名、同第二大隊へ一名、同第四大隊へ二名、同第五大隊へ一名、同第六大隊へ二名、砲兵科は野戰砲兵第一聯隊へ五名、同第二聯隊へ三名、同第三聯隊へ二名、同第四聯隊へ三名、同第五聯隊へ三名、第六聯隊へ三名、工兵科は工兵第一大隊へ三名、第四大隊へ三名、第六大隊へ二名何れも附せられたりと

○元寇繪卷物の由來　目下開館中なる上野公園櫻ヶ岡なる日本美術協會に於ける美術展覽會の模樣は別項に記する處なるが其中過般宮内省へ御買上となりし紫古

官報

朕海軍造兵廠官制ヲ廢シ海軍造兵廠條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年三月廿七日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第二十五號

海軍造兵廠條例

第一條　海軍造兵廠ハ兵器火藥爆製藥ヲ製造改造修理購買シ鎮守府兵器部ニ供給スル所トス

第二條　海軍造兵廠ニ造兵科火藥科檢査科會計課倉庫課ヲ置ク

第三條　造兵科ニ於テハ兵器及其器具ノ製造改造修理ヲ掌ル

第四條　火藥科ニ於テハ火藥爆製藥ノ製造改造ヲ掌ル

第五條　檢査科ニ於テハ兵器火藥爆製藥ノ檢査試驗ヲ掌ル

第六條　會計課ニ於テハ經費金收入金ノ整理材料物品ノ保管出納購買賣却ヲ掌ル

第七條　倉庫課ニ於テハ製成物件ノ保管出納驗査ヲ掌ル

第八條　海軍造兵廠ニ左ノ職員ヲ置ク

廠長　大佐

造兵科長　造兵科主幹

火藥科長　火藥科主幹

檢査科長　檢査科主幹

會計課長　會計課次長

倉庫課長　倉庫課次長

軍醫長　軍醫

技監　技監技士

少佐　技監技士

大尉技士　主計少監

主計少監　大主計

大主計　大尉

大軍醫

第九條　廠長ハ海軍大臣ノ命ヲ受ケ廠務ヲ總理ス

第十條　科長課長ハ廠長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ整理ス

第十一條　主幹ハ科長ノ命ヲ受ケ科務ヲ分掌ス

第十二條　課次長ハ課長ヲ助ク

第十三條　軍醫長ハ醫務衛生ヲ掌ル

第十四條　軍醫ハ軍醫長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ整理ス

第十五條　海軍造兵廠ニ判任官及卒ヲ置キ上官ノ命ヲ受ケ廠務ニ從事ス

〃　海軍造兵廠ノ定員ハ左ノ如シ

廠長大佐

造兵科	主幹	技監	二
	科長	大技監	一
	少佐	少佐	一
	少技監	大技士	一
火藥科	主幹	小佐	一
	科長	大尉	一
	少佐	大技士	二
	少技士	大主計少監	一
檢査科	主幹	主計	二
	課長	大主計	二十八
	課次長	書記	二十三
會計課	課長	大尉	一
倉庫課	課長	大尉	一
軍醫	軍醫長	大軍醫	一
	軍醫	看病夫	二
	少軍醫		

陸士木工事起業者保證金ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年三月廿七日

内務大臣伯爵西鄕從道

襲來の賊船を撃ち沈めたる時戰酣に臨み自ら大矢野十郎章の父子に向て曰く同家に傳ふる所の寶物を以て依りて其傳來の保證を宮内省の御買上に供せんと云ふ末段に曰く猶保存する

○久邇宮殿下　東京綜濟新聞に曰く殿下の日本法典編纂に係り民事訴訟法の疑點を解釋し則の疑點を解釋し區築地一丁目

○御所櫻　青年叢誌なる雜誌を發行し一號の所說あり可きあり

○故三嶋　日本官民の部より發行の宗教衛生雜誌如し

○故三嶋　みとしおよび高爆の砲にて建碑し

○故三嶋　みとしおよび高爆の砲にて建碑し

○故三嶋　みとしおよび高爆の砲にて建碑